お申込みに際しましては、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・ 約款」をあわせてご覧ください。

- •「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要 な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読の上、大切に保管してください。
- 当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定の範囲内での取扱と なり、将来変更される可能性があります。

■ この書面の表記について -

この「商品パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。

■ 生命保険契約者保護機構について -

保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額、死亡給付金額等が削減されることがあります。なお、生命 保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られ ることがありますが、この場合にも、ご契約時の年金額、死亡給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保 護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820 月曜日 ~ 金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前 9 時 ~ 正午、午後 1 時 ~ 午後 5 時 ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

■ 生命保険募集人について

生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。 したがいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に 成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合 わせください。

■ お問い合わせについて -

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

0120-037-560 受付時間:月~金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~17:00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、 預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

〔募集代理店〕

www.sc.mufg.jp

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

〔引受保険会社〕

ニッセイ·ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1 www.nw-life.co.jp

NW-09-19070-15 (20.01) MUA001-2004 ISB Font デザイング









年 金 型

積立利率金利連動型年金(AⅡ型)



- ●この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、 元本割れすることがあります。
- ●市場金利の変動等により、損失が生じることがあります。

詳細は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご確認ください。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券





ご契約時に年金額が確定する

安心とご自分だけの年金プランが作れる自由

Point

固定利率で

据置期間中も年金受取期間中も、ご契約時に 設定される積立利率(固定利率)で運用され ます。

Point 2

お好きな ときに

0年から10年まで1年 単位で選べる 据置期間。すぐに*受取る ことも可能です。

* 最短でご契約の2ヵ月後からお受取

りいただけます。

※年金受取開始年齢は最長90歳までとなります。

Point 3

お好きな方法で

選べる年金受取方法。年金種類、受取期間、1年間の 受取回数が自由に選べます。

〈1年間の年金の受取回数〉

年1回払

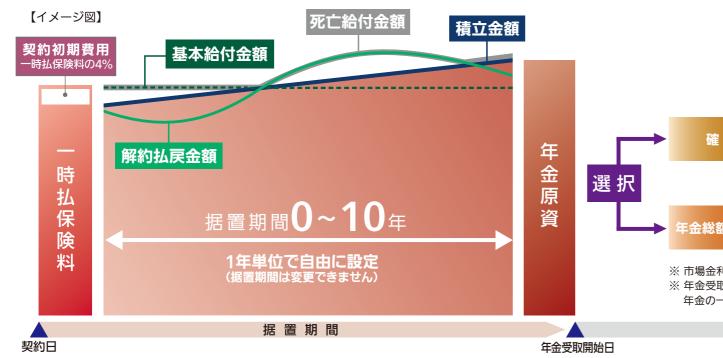
年2回払

年4回払

年6回払

年 12 回払

- ※ 即時払年金特則を付加した場合、確定年金はご選択いただけません。
- ※年6回払の場合、年金の受取月を奇数月にすることができます。
- ※ 据置期間 0 年(即時払年金特則付加)の場合、年 1 回払はご選択いただけません。なお、 年2回払は6ヵ月後、年4回払は3ヵ月後、年6回払は2ヵ月後からの年金受取となります。 年12回払の場合、初回の年金は2回目の年金とあわせて、2ヵ月後からのお受取りとなり ます。また、年6回払のうち、奇数月受取を選択される場合、契約日に応じて、2ヵ月後 あるいは3ヵ月後からのお受取りとなります。



確定年金

年金受取期間:5・10・15・20・30・36・40年

一定期間、年金をお受取り いただけます。

F金総額保証付終身年金

被保険者がご存命の限り、 年金をお受取りいただけます。

- ※ 市場金利情勢、被保険者年齢等によっては、ご選択いただけない据置期間や年金種類、受取期間がある場合があります。
- ※ 年金受取開始日以後、将来の年金受取にかえて一括でお受取りいただくこともできます。ただし、この場合、市場価格調整が適用されますので、 年金の一括受取額とすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があります。

年金受取期間

※当図はイメージをあらわしたものです。

この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

● 市場リスクについて

この保険は積立金を一般勘定で管理し、ニッセイ・ウェルス生命所定の方法により計算された積立利率で運用 される年金保険です。据置期間中の解約払戻金、年金受取期間中の年金の一括受取額、年金の種類等の変更等 による変更後の年金原資等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が 一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

■ お客さまにご負担いただく費用について

- ご契約時の費用(ご契約の締結等に必要な費用) 契約初期費用として、一時払保険料の 4%を一時払保険料 から控除します。
- 据置期間・年金受取期間中の費用 契約初期費用以外に据置期間・年金受取期間中に直接ご負担いただく費 用はありません。ただし、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する 際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

● 左記市場リスク以外で、次の場合には、お受取りになる金額が一時払保険料を下回ること があります

- ご契約時にお払込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払 戻金は一時払保険料を下回ることがあります。
- 据置期間が短いご契約の場合、年金原資が一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金の一括受取をした場合、年金の一括受取額とすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払 保険料を下回ることがあります。
- 年金受取開始日以後に被保険者が亡くなられた場合、死亡一時金額およびすでにお受取りいただいた総受取 年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

もしも

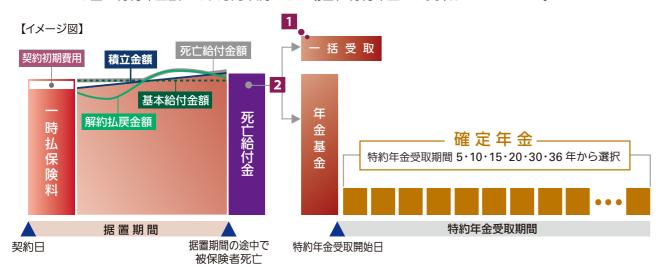
「据置期間中」に被保険者が万一のとき

11 死亡給付金は一括でお受取りいただけます。

基本給付金額または被保険者が亡くなられた時点の積立金相当額、解約払戻金相当額のいずれか大きい金額を死亡給付金として死亡給付金受取人が一括でお受取りいただけます。 死亡給付金受取人は、三親等以内のご親族の範囲で複数名ご指定いただけます。

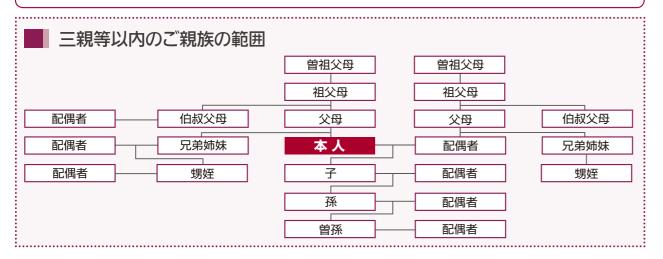
2 年金でもお受取りいただけます。

- 新遺族年金支払特約を付加することで、死亡給付金をもとに年金基金を設定し、 年金(確定年金)でお受取りいただくこともできます。
- 新遺族年金支払特約を付加した場合、死亡給付金は受取人ごとに一括受取、年金受取が お選びいただけます。また、一括受取と年金受取の組み合わせも可能です。
- 特約年金種類は確定年金(特約年金受取期間:5・10・15・20・30・36年) のみとなります。
- ※1回の特約年金額が10万円未満となる場合、特約年金のお受取りはできません。





- 新遺族年金支払特約の特約年金額は、基礎率 (年金基金の設定時点の予定利率)等に基づいて、年金基金の設定時点に算出されます。
- 死亡給付金の免責事由(責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺、死亡給付金 受取人の故意による被保険者の死亡等)に該当した場合等、死亡給付金をお支払いできないことがあ ります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



*b# 2

「年金受取期間中」に被保険者が万一のとき(被保険者=年金受取人の場合)

11 残りの期間の年金*をお受取りいただけます。

継続年金受取人を指定することにより、年金受取人の三親等以内のご親族のうち1名に限定して年金受取を引き継ぐこともできます。

*確定年金の場合は残りの年金受取期間、年金総額保証付終身年金の場合は年金受取総額が保証金額に到達するまで引き続き年金をお受取りいただくことができます。



年金総額保証付終身年金をご選択の場合、年金受取総額が保証金額に達した後に被保険者が亡くなられたときには、ご契約は消滅し、継続年金受取人への年金支払はありません。

2 年金にかえて、死亡一時金でもお受取りいただけます。

※年金総額保証付終身年金の場合、死亡一時金はありません。



年金受取開始日以後に被保険者が亡くなられた場合、死亡一時金額とすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

【イメージ図】20年確定年金の場合





確定年金で年金原資が一時払保険料を上回っている場合は、死亡一時金額とすでにお受取りいた だいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を上回ります。

■ 年金のご請求ができなくなる場合にそなえて

指定代理請求特約を付加した場合、年金受取人が**年金の請求を行う意思表示が困難である場合**などに、 年金受取人にかわり、あらかじめ指定された**「指定代理請求人」**が年金の請求を行うことができます。

- ※この特約は被保険者と年金受取人が同一である場合に付加できます。
- ※指定代理請求人は、配偶者等所定の範囲内から1名をご指定いただきます。
- ※指定代理請求人は、契約内容の変更等をすることはできません。

詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

3

税金のお取扱いについて/ご契約について

● 生命保険料控除について

お払込みいただいた保険料は、払込んだ年の生命保険料控除の対象となります。

※個人年金保険料控除の対象ではありません。

● 解約払戻金 (解約差益) に対する課税

選択している年金種類	契約後 5 年以内の解約	契約後 5 年超の解約	
確定年金	20.315% 源泉分離課税	所得税 (一時所得) + 住民税	
年金総額保証付終身年金	所得税(一時所得) + 住民税		

● 死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

● 年金に対する課税(契約者=年金受取人の場合)

年金種類	年金の受取時	年金の一括受取時	
確定年金		所得税(一時所得)+ 住民税	
年金総額保証付終身年金	所得税(雑所得)+ 住民税	所得税(雑所得)+ 住民税	

※契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。また、毎年の 年金受取時に所得税(雑所得)・住民税が課税されます。



- 税務のお取扱いは 2020 年 1 月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、 個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 2013年1月1日から2037年12月31日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として 「基準所得税額 × 2.1%」が課税されます。

● 年金種類とお取扱いの範囲

年金種類	契約年齢(被保険者の満年齢)	据置期間	年金受取開始年齢
確定年金	0歳~89歳	1年~10年	1 歳~ 90 歳
年金総額保証付終身年金	6歳~89歳	0年*~10年	16 歳~90 歳

- *年金の受取開始は最短でご契約の2ヵ月後となります。(据置期間0年(即時払年金特則付加)で年金の分割回数を年 6 回払または年 12 回払とした場合)
- ※確定年金の年金受取期間および年金総額保証付終身年金の受取保証部分の期間満了時における被保険者の年齢が 120 歳を超えることはできません。
- ※市場金利情勢等によっては、ご選択いただけない据置期間や年金種類、受取期間がある場合があります。

ご契約について

● ご契約のお取扱い

一時払保険料/年金額	一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。 ①一時払保険料 200万円以上(契約年齢が70歳以上の場合は200万円以上5億円以下) ②年金額 10万円以上3,000万円以下
保険料払込方法	一時払のみ
契約者	被保険者の 3 親等以内のご親族(年齢の上限はありません)
死亡給付金受取人	被保険者の 3 親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。 ※ 1% 単位で合計が 100% となるようご指定いただきます。
年金受取人	契約者または被保険者
継続年金受取人	年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみお選びいただけます。
契約初期費用	ご契約時には、ご契約の締結等にかかる費用として、一時払保険料の4%をご負担いただきます。
付加できる特則・特約	即時払年金特則、新遺族年金支払特約、指定代理請求特約
積立金の引出	積立金額が基本給付金額を超えているときは、据置期間中の契約応当日に限り、その差額を限度として、市場価格調整の適用なしに積立金を引出すことができます。 ※ 10 万円以上 1 万円単位でのお取扱いとなります。
契約者貸付制度	ご契約者は、据置期間中に限り、積立金の 40% の範囲内で、当社の定める利率によって貸付を受けることができます。
クーリング・オフ制度に ついて	この保険は、クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)の対象となります。
延長・短縮および増額に ついて	据置期間の延長・短縮および基本給付金額の増額のお取扱いはありません。
配当金について	配当金はありません。

● 積立利率/市場価格調整/解約(減額)について

	積立利率は、毎月 2 回設定され、それぞれ契約日が「1 日~ 15 日」「16 日~末日」となるご契約に適用されます。
積立利率について	• 積立利率は、年金の種類、据置期間、年金受取期間、ご契約時の年齢等に基づき定まるニッセイ・ウェルス生命所定の期間に対応する日本国債の複利利回りの平均値(基準金利)に一0.5%から1.0%を増減させた範囲内でニッセイ・ウェルス生命の定めた率(基準金利に安全率を適用した率)から、ご契約の維持に必要な費用としての維持費率および死亡保障に必要な費用としての死亡保障費率を差し引いて設定されます。
	• 契約日で適用される積立利率が決まります。例えば申込日が「1日~15日」でも、契約日が「16日~末日」となる場合には、契約日時点での積立利率が適用されますので、申込日時点での積立利率と異なる可能性があります。
	• 積立利率は積立金に対する利回りであり、一時払保険料に対する利回りではありません。
	※ 契約日とは、ニッセイ・ウェルス生命がご契約をお引受けすることを決定 (承諾) した場合、一時払保険料 (相当額) を受取った日を指します。
	※ 市場金利情勢、被保険者年齢・性別によってはご加入いただけない場合があります。
市場価格調整について	市場価格調整とは、「据置期間中の解約払戻金の受取」、「年金の一括受取」、「年金種類等の変更」等の際に、 その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。ご契約時点よりも市場金利が高くなる と資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。
解約(減額)について	• 据置期間中にご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受取りいただきます。解約払戻金の 計算に際しては市場価格調整を行いますので、市場金利の変動によりその金額は増減します。
	• 解約払戻金額は次のとおり計算します(市場価格調整率は 40%を上限とし、— 40%を下限とします)。
	解約払戻金額=解約計算基準日の積立金額 × (1 ー解約計算基準日の市場価格調整率*)
	*市場価格調整率とは、市場価格調整を適用するために、対象となる金額を加減するための率をいいます。



据置期間中の解約払戻金、年金受取期間中の年金の一括受取額、年金の種類等の変更等による変更後の年 金原資等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料 ご注意 を下回ることがあります。